

(様式1)

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 4 月 10 日

案 件 名	①相模湖総合事務所、藤野総合事務所の在り方及び方向性について ②藤野地区診療所の再整備について							
所 管	緑	局 区		部	区政策課	課	担当者	内線
所 管	健康福祉	局 区	保健衛生	部	医療政策	課	担当者	内線

事案概要

①「市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム」において、「行政機能・総合事務所の在り方を検討した上で、長寿命化改修以外の手法を含め、最も効率的・効果的な対策を行う。」とされている相模湖総合事務所及び藤野総合事務所の在り方、方向性について諮るもの

②中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針に基づく藤野地区の診療所再編に伴う施設の再整備を行うにあたり、候補地等を決定するもの。

審議事項	①相模湖総合事務所、藤野総合事務所の在り方、方向性について - 相模湖総合事務所は、まちづくりセンター機能の維持を前提として、周辺施設との集約複合化を視野に入れ、再整備や長寿命化改修の検討を進める。 - 藤野総合事務所は、まちづくりセンター機能の維持を前提として、藤野診療所を集約し、長寿命化改修を実施する。 - 庁内の検討体制(総合事務所の在り方検討会議)の設置、スケジュールについて。 ②藤野地区診療所再整備について - 統合後の藤野診療所は藤野総合事務所の1階に設置する。 - 藤野診療所の設置にあたり藤野総合事務所の必要な改修を行う。 - 統合後の藤野診療所の設置場所及び必要な改修に係る市民説明を実施する。
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	≪総合事務所≫公共施設マネジメントの取組の推進 ≪診療所再整備≫中山間地域における持続可能な医療提供体制の確保					
	効果測定指標	≪診療所再整備≫診療所の再編に向けた取組が進んでいる				施策番号	11、46
	年度	R7	R8	R9	R10		
	事業効果 年度目標	基本計画策定 (診療所再整備)	基本・実施設計	改修工事	診療所 統合		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度		R7	R8	R9	R10	R11以降
実施内容	総合事務所 の在り方	WG 在り方検討 (集約化・複合化)		(再整備の場合)基本方針・基本構想・基本 計画策定(市民対話含む) (長寿命化改修の場合) 整備内容検討	方針	
	藤野総合 事務所	WG 段階整備 検討等	方針①	設計・工事 (診療所+長寿命化①(部別別))	整備内容検討	方針②
	藤野診療 所再整備	基本計画(案) 作成	基本計画 策定	基本・実施設計	改修工事	藤野地区診療 所 統合再整備
		R7.7~ 基本計画(案) 市民説明				
		9月 民生部会				

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費(費)		3,907	現時点では未定 ・検討内容により変動する ・総合事務所の在り方検討と診療所再整備は、互いに整合を図りながら進める						
うち任意分									
特財 国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		3,907							
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		3,907							
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養(事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A	2	2	2	2	0	0	0	
局内で捻出する人工※	B								
必要な人工	C=A-B	2	2	2	2	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1 貧困をなくそう								
	2 健全な食生活を実現しよう								
	3 健康と長寿を促そう	○							
	4 質の高い教育をみんなに								
	5 ジェンダー平等を実現しよう								
	6 安全な水とトイレを世界中に								
	7 再生可能エネルギーを普及させよう								
	8 働きがい、経済成長、雇用を創出しよう								
	9 産業、科学、イノベーションを強くしよう								
	10 人や国々の間に格差をなくそう								
	11 持続可能な都市を創出しよう								
	12 持続可能な消費と生産を実現しよう								
	13 気候変動に具体的な対策を								
	14 海の豊かさを守ろう								
	15 陸の豊かさを守ろう								
	16 公正で平和な社会を築こう								
	17 パートナーシップで目標を達成しよう								
日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期			報道への情報提供	なし	
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	部会	令和7年9月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等	調整内容・結果								
	※令和7年3月10日調整会議開催								
「総合事務所分」									
	関係課長打合せ会議※診療所整備分含む(令和7年1月30日、令和7年2月28日)								
「診療所整備分」									
政策課	調整済み(候補地等の決定について)								
財政課	調整済み(候補地等の決定について)								
アセットマネジメント推進課	調整済み(候補地等の決定について)								
公共建築課	調整済み(候補地等の決定について)								
緑区役所区政策課	調整済み(候補地等の決定について)								
藤野まちづくりセンター	調整済み(候補地等の決定について)								
備 考	関係課長打合せ会議								
	政策課、経営監理課、総務法制課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、								
	区政推進課、健康福祉総務室、地域保健課、こども・若者政策課、都市建設総務室、住宅課、								
	教育総務室、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、医療政策課、緑区役所区政策課								

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.3.10	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。	
【基本計画等の策定について】		
○(総務法制課長)相模湖総合事務所や津久井総合事務所の再編には基本計画等の策定予定がある一方で、藤野総合事務所にはない。配置移動などそれなりの規模となるが、長寿命化改修によるメンテナンスのレベルであるという考えか。		
→(緑区役所区政策課長)診療所の整備部分については別途基本計画を策定予定だが、藤野総合事務所全体としては、配置移動はあるにせよ、長寿命化改修により元の機能に戻すというものであり、基本計画等を策定するレベルのものとは考えていない。		
【藤野診療所の方向性の公表の時期について】		
○(総務法制課長)藤野診療所の方向性について、公表の時期をどのように考えているか。		
→(医療政策課長)令和7年7月に、基本計画の案を示しながら地域説明に入ることを想定している。		
→(総務法制課長)藤野診療所の方向性は地域住民の関心の高い案件であり、今回の庁議承認後、方針についてはここで公表してはどうか。		
→(地域医療対策室長)スケジュールについて検討する。		
【相模湖総合事務所の方向性について】		
○(財政課長)藤野総合事務所については長寿命化改修を行い、人口動態を踏まえて築60年となる20年後に再度検討するとしているが、相模湖総合事務所についてはまだ方向性が決まっていないのか。		
→(緑区役所区政策課長)そのとおりである。		
→(財政課長)それぞれの総合事務所は同じような状況と捉えているが、相模湖総合事務所は建替えの可能性を排除しない理由は何か。		
→(緑区役所区政策課長)周辺の複合化を考えるにあたり、築年数が経過している相模湖公民館の対応を考慮する必要がある。		
→(財政課長)藤野診療所のように、相模湖総合事務所を長寿命化改修するとともに、相模湖総合事務所に相模湖公民館を整備することはできないのか。		
→(緑区役所区政策課長)各諸室の配置等に制約が生じる可能性もあり、さらなる検討が必要と考える。		
【診療所再編の資料に記載のコストについて】		
○(経営監理課長)コストの概算について、どのように積算しているのか。		
→(地域医療対策室長)診療所の整備に要する費用のみを計上している。内郷診療所は診察室を2つ設置できるつくりとしており、その建設規模をベースに、単価と面積を掛け合わせた形で積算している。		
→(経営監理課長)内郷診療所をベースにすることで、想定される機能を備えたものとなるのか。また、過剰な機能となることはないか。		
→(地域医療対策室長)適切な規模と考えている。		
【現地を活用する案について】		
○(経営監理課長)案1の現地の活用について、結果を不適としているが、やはり現実的ではないのか。		
→(地域医療対策室長)現地を活用する場合は仮設施設の設置が必要となるが、藤野駅周辺は傾斜地が多く、仮設施設の設置場所の確保自体が難しいという状況がある。		
→(経営監理課長)そうした理由も記載いただきたい。		
→(健康福祉総務室長)現地を活用する場合、藤野総合事務所内に移設するよりも診療所面積が小さくなるという理由もある。面積も比較表に入れることとしたい。		
【総合事務所の在り方検討ワーキンググループについて】		
○(アセットマネジメント推進課総括副主幹)ワーキンググループを主体となって進めていく課はどこになるのか。		
→(緑区役所区政策課長)緑区役所区政策課である。		
○(経営監理課長)区制の推進や区役所機能のあり方については、ワーキンググループの中で検討を行うか。		
→(緑区役所区政策課長)区制のあり方となると、緑区に限らない全体の話となるので、今回の検討事項とは考えていない。		

相模湖総合事務所、藤野総合事務所の 在り方及び方向性について

令和7年4月10日（木）

緑区役所区政策課

『相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム』において、相模湖総合事務所及び藤野総合事務所については、第2期（R4～R11）に、「行政機能・総合事務所の在り方を検討した上で、長寿命化改修以外の手法を含め、最も効率的・効果的な対策を行う。」とされている。

●相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム（令和4年8月）

施設名	対象施設の考え方 / 具体的な内容
相模湖総合事務所	津久井地域の地域特性を考慮した望ましい行政機能・総合事務所の在り方を検討した上で、現在想定している長寿命化改修以外の手法を含め、最も効率的・効果的な対策を行います。
藤野総合事務所	津久井地域の地域特性を考慮した望ましい行政機能・総合事務所の在り方を検討した上で、現在想定している長寿命化改修以外の手法を含め、最も効率的・効果的な対策を行います。

(参考)

●相模原市行財政構造改革プラン（令和3年4月）

対象施設	方向性／手法／取組内容
相模湖総合事務所	【方向性：要検討／手法：在り方検討】 津久井地域の地域特性を考慮した望ましい行政機能・総合事務所の在り方を検討した上で、現在想定している長寿命化改修以外の手法を含め、最も効率的・効果的な対策を行います。
藤野総合事務所	

●相模原市行財政構造改革プラン（第2期）（令和6年3月）

対象施設等 (整備手法)	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
相模湖総合事務所 藤野総合事務所	津久井総合事務所 周辺公共施設再整備事業を踏まえた調査・検討						

2 総合事務所の概要

4

	相模湖総合事務所	藤野総合事務所
敷地面積	4,880㎡	2,467㎡
用途地域	第一種住居地域	第一種住居地域
建ぺい／容積	60% ／ 200%	60% ／ 200%
建築年度	昭和57年度	昭和61年度
築年数	42年	38年
階数	3階建て	4階建て
延床面積	2,911㎡	3,166㎡
構造	SRC造	SRC造
耐震化	新耐震	新耐震
R5決算 (維持管理費)	26,419,192円	28,888,335円
R5決算 (維持補修費)	620,466円	753,170円

2 総合事務所の概要

5

●現在の各総合事務所のフロアー配置状況

相模湖総合事務所

3階	青少年相談センター相模湖相談室 相談指導教室かつら 市社会福祉協議会相模湖地域事務所 相模湖商工会 会議室・相談室等
2階	相模湖まちづくりセンター 相模湖福祉相談センター 緑子育て支援センター相模湖担当 スポーツ施設課津久井地域班 市民相談室 行政資料コーナー 会議室・相談室等
1階	津久井土木事務所相模湖班 相模湖地域包括支援センター 会議室・相談室等

藤野総合事務所

4階	藤野地域包括支援センター シルバー人材センター藤野連絡所 藤野観光協会 会議室・相談室等
3階	津久井土木事務所藤野班 市社会福祉協議会藤野地域事務所 会議室・相談室等
2階	藤野福祉相談センター 緑子育て支援センター藤野担当 会議室・相談室等
1階	藤野まちづくりセンター 市民相談室 行政資料コーナー 会議室・相談室等

赤字：市職員配置あり

黒時：地域団体等、諸室

3 総合事務所の在り方について

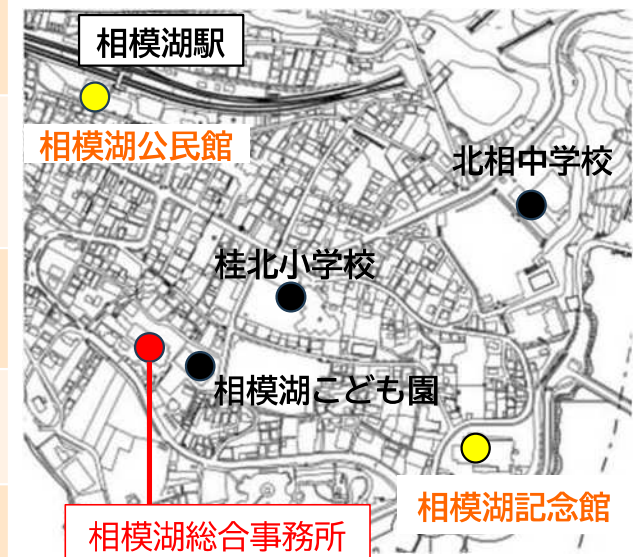
6

●相模湖総合事務所周辺の地域特性・分析

■ 地域特性等

	相模湖総合事務所周辺
地域特性	中山間地域、比較的平地が多い、災害危険区域は多い
生活圏域	市立地適正化計画において周辺は生活拠点に位置付けられ、「まちづくりセンターは生活拠点への維持を基本とする。」とされている。
人口動向	減少傾向 2025年：7,110人 ⇒ 2045年：4,426人 ⇒ 2065年：2,119人
総合事務所	建物：良好（築42年、SRC造、新耐震、延床2,911㎡） 土地：駅近、平地、災害危険区域外
総合事務所 周辺公共施設	駅前に相模湖公民館（木造・築33年・延床939㎡）

●相模湖総合事務所周辺図



■ 分析

- 総合事務所は、生活拠点内にあり、交通結節点、災害危険区域外に立地し、中山間地域において貴重な場所に立地している。
- 駅前には、相模湖公民館が立地しており、施設の老朽化等も踏まえた集約・複合化等の検討が必要

3 総合事務所の在り方について

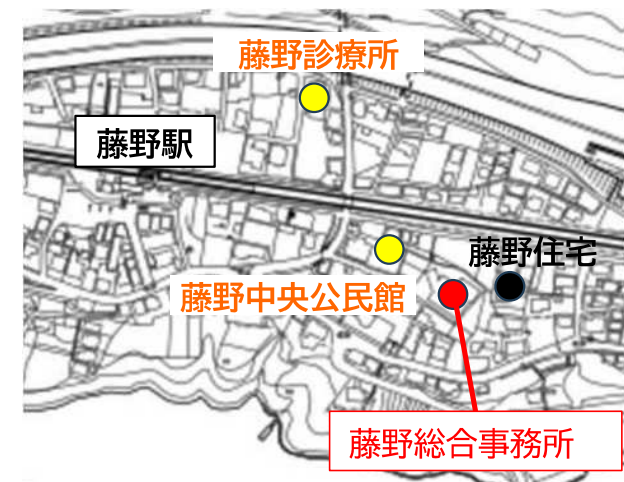
7

●藤野総合事務所周辺の地域特性・分析

■ 地域特性等

	藤野総合事務所周辺
地域特性	中山間地域、平地が少ない、災害危険区域が多い
生活圏域	市立地適正化計画において周辺は生活拠点に位置付けられ、「まちづくりセンターは生活拠点への維持を基本とする。」とされている。
人口動向	減少傾向 2025年：8,060人 ⇒ 2045年：5,604人 ⇒ 2065年：3,485人
総合事務所	建物：良好（築38年、SRC造、新耐震、延床3,166㎡） 土地：駅近、平地、災害危険区域外
総合事務所 周辺公共施設	藤野中央公民館（RC造・築16年・延床1,008㎡） 藤野診療所再整備を検討中

●藤野総合事務所周辺図



■ 分析

- 総合事務所は、生活拠点内で、交通結節点にあり、災害危険区域が多い中で区域外にあるとともに、平地が少ない藤野地区において、非常に貴重な場所に立地している。今後、長寿命化改修の実施により、長期的な活用が可能なストック（土地・建物）である。
- 隣りには、藤野中央公民館が立地しているが、築浅であり、現時点で集約・複合化による効果は見込まれない。

3 総合事務所の在り方について

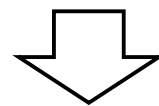
8

●「まちづくりセンター」について

・まちづくりセンターは、戸籍や住民登録、税金、年金、介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険等に係る申請受付、証明書の発行など、**市民に最も身近な窓口機能**に加え、観光行事支援、観光施設等の整備・管理、鳥獣被害対策、地域活動団体等との連携・支援など、**地域の活性化を推進する機能**も担っている。

・まちづくりセンターは、災害時、地域防災計画に基づく**現地対策班**であるとともに、相模湖地区、藤野地区それぞれの**災害対策活動拠点**と位置付けられている。

・総合計画の重点テーマの1つである「中山間地域対策」における地域のにぎわいの創出や交流・関係人口の創出・拡大を図るには、地域資源を生かした観光振興を推進していく必要があり、湖や山、文化・歴史的資源が多くある相模湖地区、藤野地区の**観光振興の機能**も有している。



こうしたことから、市民サービス維持・確保の観点、合併の経緯を踏まえるとともに、住民感情にも配慮し、緑区役所としては、まちづくりセンターの機能は、相模湖、藤野それぞれに必要不可欠であると考える。

4 総合事務所の方向性（案）について

9

●相模湖総合事務所及び藤野総合事務所の方向性

■ 方向性（案）

	相模湖総合事務所	藤野総合事務所
在り方	「まちづくりセンター機能」の維持を前提として、周辺施設の老朽化等も踏まえた集約・複合化等の検討	「まちづくりセンター機能」の維持を前提として、貴重なストック（建物・土地）を有効活用する。 ⇒藤野診療所の集約もその一環
整備内容	長寿命化改修以外の手法を含め、最も効率的・効果的な対策を行う。	長寿命化改修を行う。※ （藤野診療所の集約を含む）
今後の 主な検討事項 【WG設置】	・必要な機能の検討 ・相模湖公民館等との集約・複合化の検討	・必要な機能の検討 ・診療所の集約に伴う諸室変更（工事期間含む） ・診療所の先行整備に伴う段階的（部位別・全体）な長寿命化改修内容の精査

※長寿命化改修後、築60年目を目安に必要となる
中規模改修時に、人口動向や周辺状況等も踏まえ、
80年使用するかどうかを最終的に判断

■ 藤野診療所再整備事業との整合

藤野総合事務所の北西約200mの距離にある藤野診療所については、以下のとおり検討が進められている。

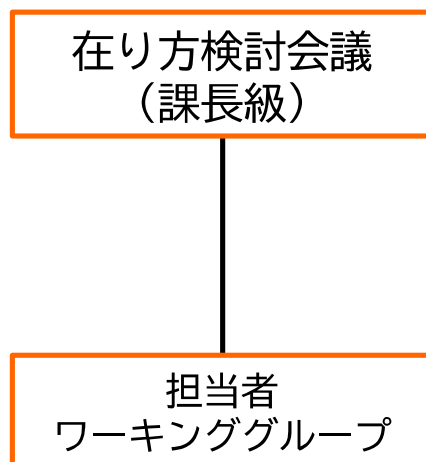
- ・ 「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」に基づき、日連診療所は令和10年度を目途に藤野診療所に統合する。
- ・ 統合先の藤野診療所は、施設の老朽化や、敷地・建物が狭いため、2診療所分の患者を受け入れることは困難であり、再整備する。
- ・ 藤野診療所の再整備については、庁内でワーキンググループを設置し検討を進めた結果、藤野総合事務所へ移設する案が最も高い評価となった。

▶ お互いに齟齬が生じないように、整合を図りながら在り方検討を進めることが必要

5 検討体制（案）について

10

●庁内検討体制



※WGは、在り方検討会議構成員部署の担当者及び総合事務所内配置部署、周辺公共施設関係部署の担当者とし、検討内容により必要な関係部署を招集

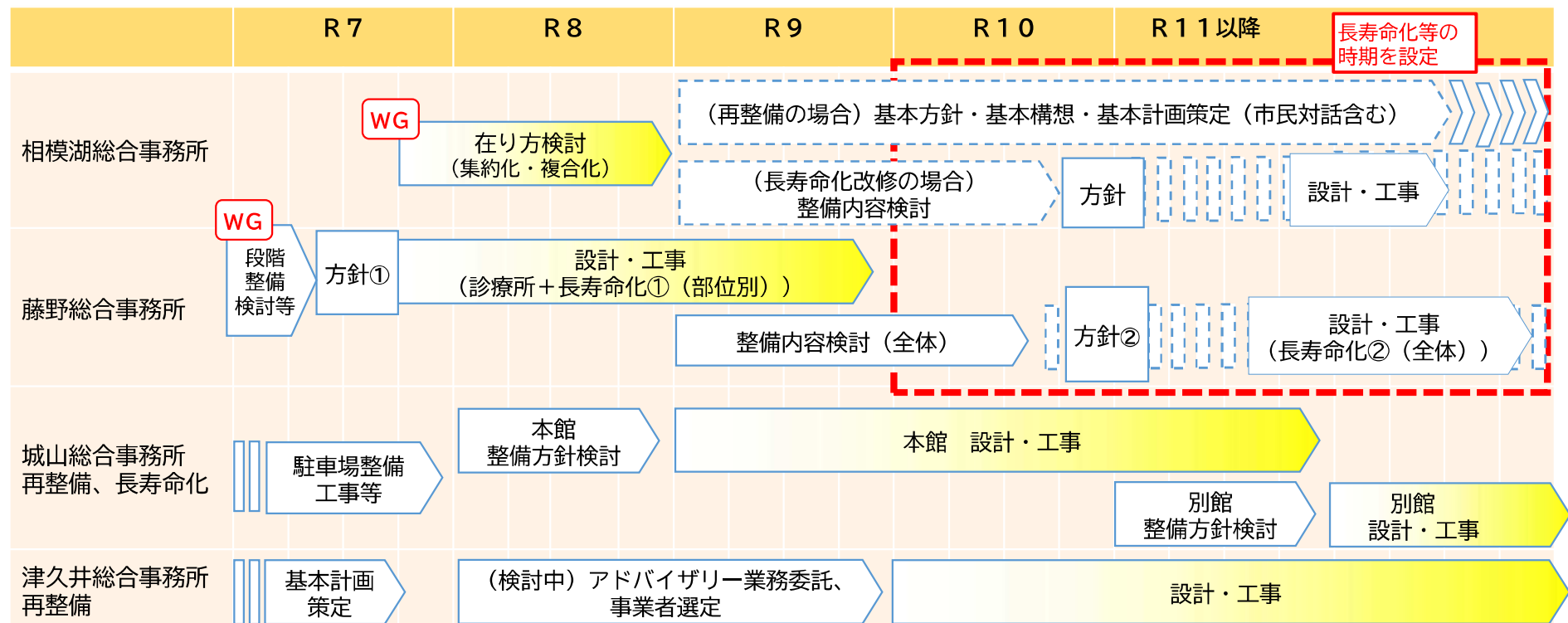
在り方検討会議 構成員	役 割 等
政策課	政策的判断
経営監理課	都市経営・行政改革的判断
総務法制課	法的判断
財政課	財政的判断
アセットマネジメント推進課	公共施設マネジメント
公共建築課	長寿命化改修工事
区政推進課	(スポーツ施設課)局の総務課
健康福祉総務課	(福祉相談センター)局の総務課
医療政策課	藤野地区診療所再整備
こども・若者政策課	(子育て支援センター)局の総務課
都市建設総務課	(土木事務所)局の総務課
教育総務課	(相模湖相談室)局の総務課
相模湖まちづくりセンター	相模湖総合事務所管理者
藤野まちづくりセンター	藤野総合事務所管理者
緑区役所区政策課	事務局、(緑区役所)区の総務課

6 今後のスケジュール（案）について

11

●総合事務所の再整備・長寿命化改修事業

相模湖・藤野総合事務所の老朽化状況、城山・津久井総合事務所の再整備・長寿命化改修の状況、職員の事務負担・財政負担の平準化を踏まえ、長寿命化等の時期を設定



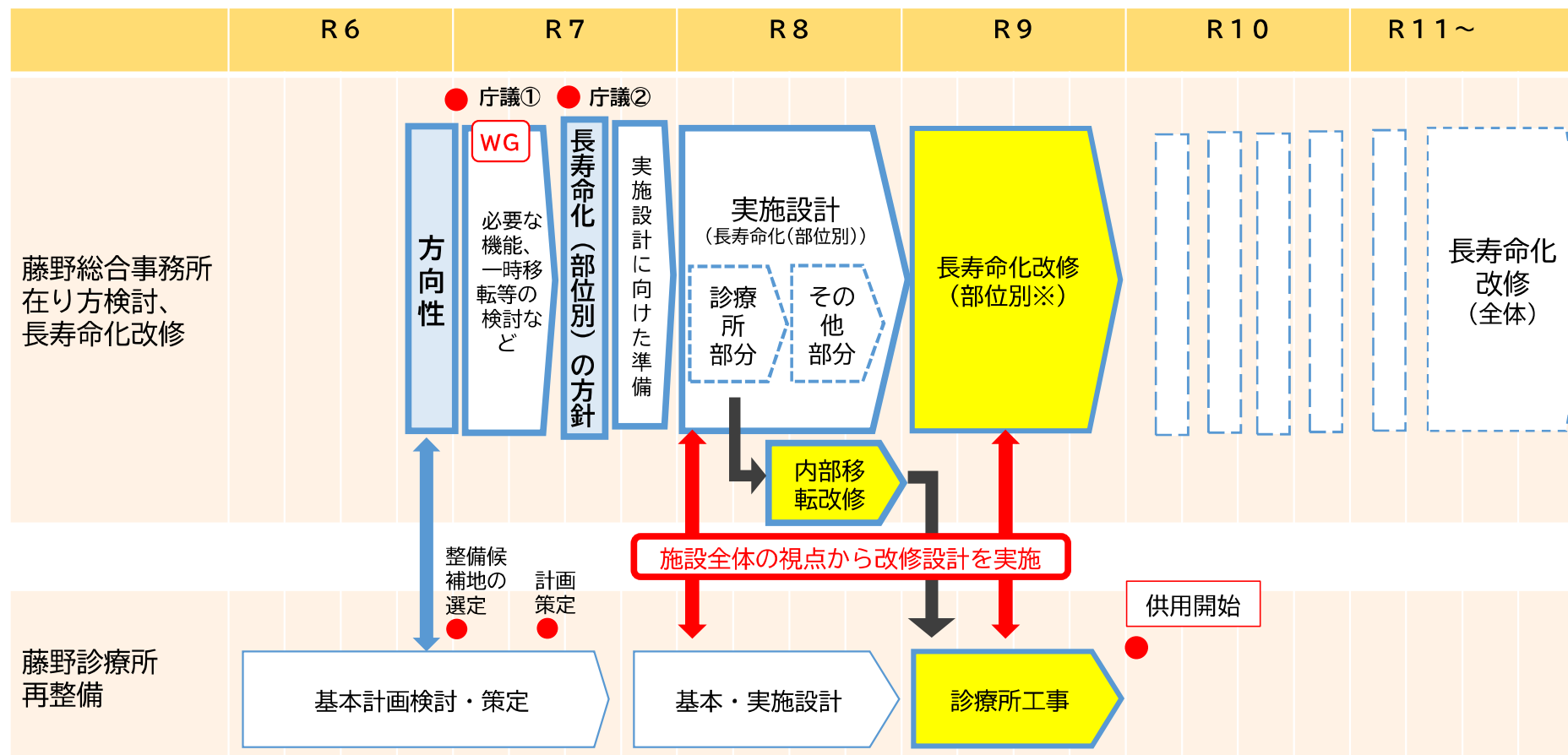
※現時点の想定スケジュールであり、変更となる場合があります。

6 今後のスケジュール（案）について

12

●藤野総合事務所長寿命化改修事業と藤野診療所再整備事業の整合

・現時点の想定スケジュールであり、変更となる場合があります。

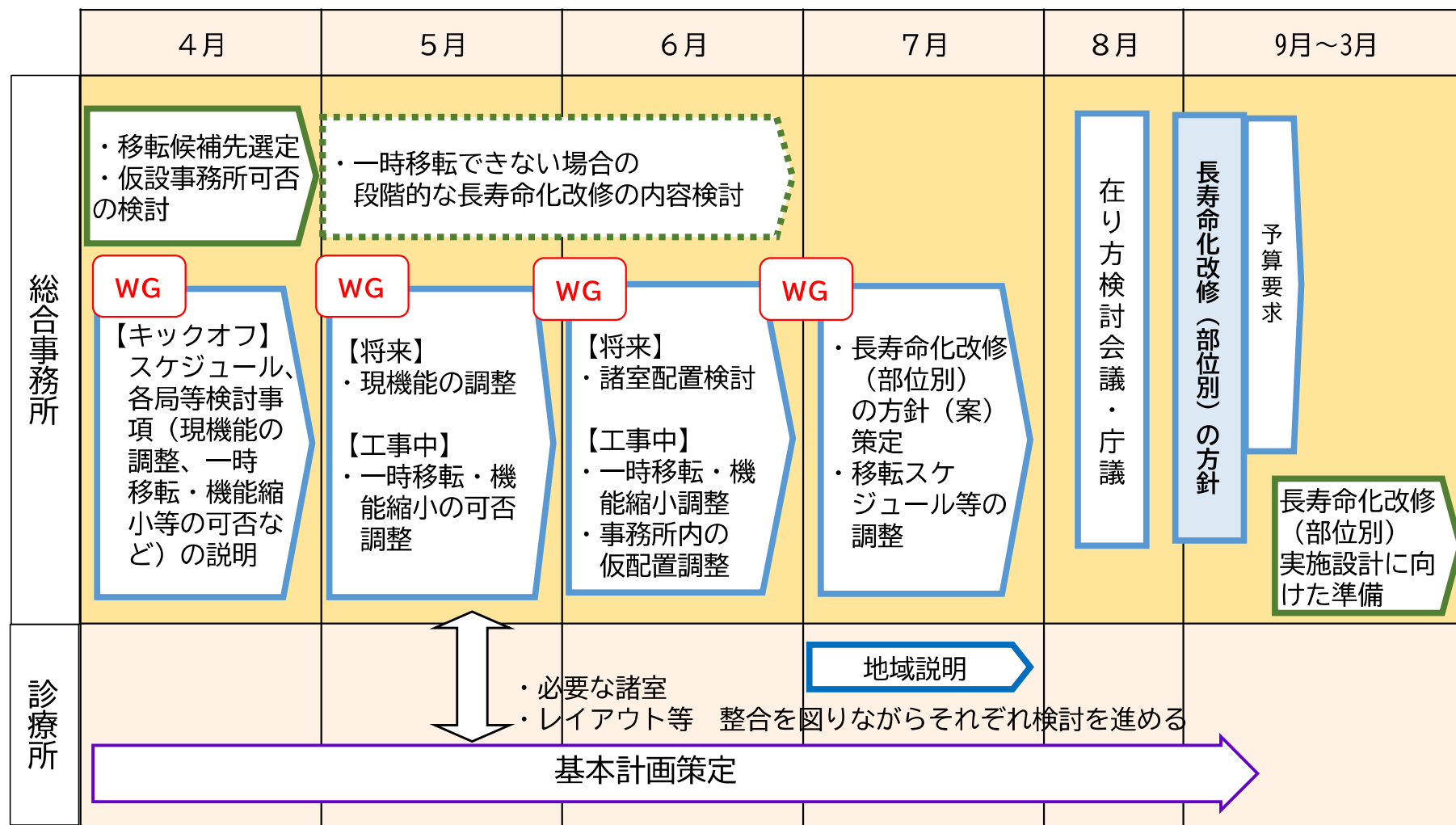


※長寿命化（全体）に向けた先行整備（全体を見据え無駄にならない整備とする。）

6 今後のスケジュール（案）について

13

●藤野総合事務所の在り方及び長寿命化改修事業の検討（令和7年度）



※現時点の想定スケジュールであり、変更となる場合があります。

藤野地区診療所の 再整備について

医療政策課 地域医療対策室

令和7年4月10日(木) 決定会議

1.「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」と藤野地区の診療所について

●背景(別添 基本方針参照)

「中山間地域の持続可能な医療の在り方に係る基本方針」(令和6年2月策定)

※基本方針では、診療所再編の進め方として以下の事項について市民に周知しているもの。

- ・基本方針では…

- 「地区ごとに1診療所に統合して医師2人体制とする」

- ・藤野地区では…

- 「令和10年度を目途に日連診療所を藤野診療所に統合する」

- ・診療所の統合に当たり…

- 「診療所の統合に当たっては、必要な改修等を行います。」

2. 診療所の 統合に向けて

●統合に向けて…

統合に当たり、日連診療所(築51年)と藤野診療所(築39年)は両施設とも老朽化が進んでいることや、統合先の藤野診療所は敷地や施設が狭いことを踏まえ、2診療所分の患者を受け入れる施設として、再整備の候補地等について検討をおこないました。

●検討体制

令和6年度に庁内関係課で構成するWGを設置して検討。
(藤野地区診療所再整備基本計画検討ワーキンググループ)

●検討の内容

- ・診療所に必要な機能(諸室)や規模
- ・整備候補地(3案6パターン)

●検討結果の検証

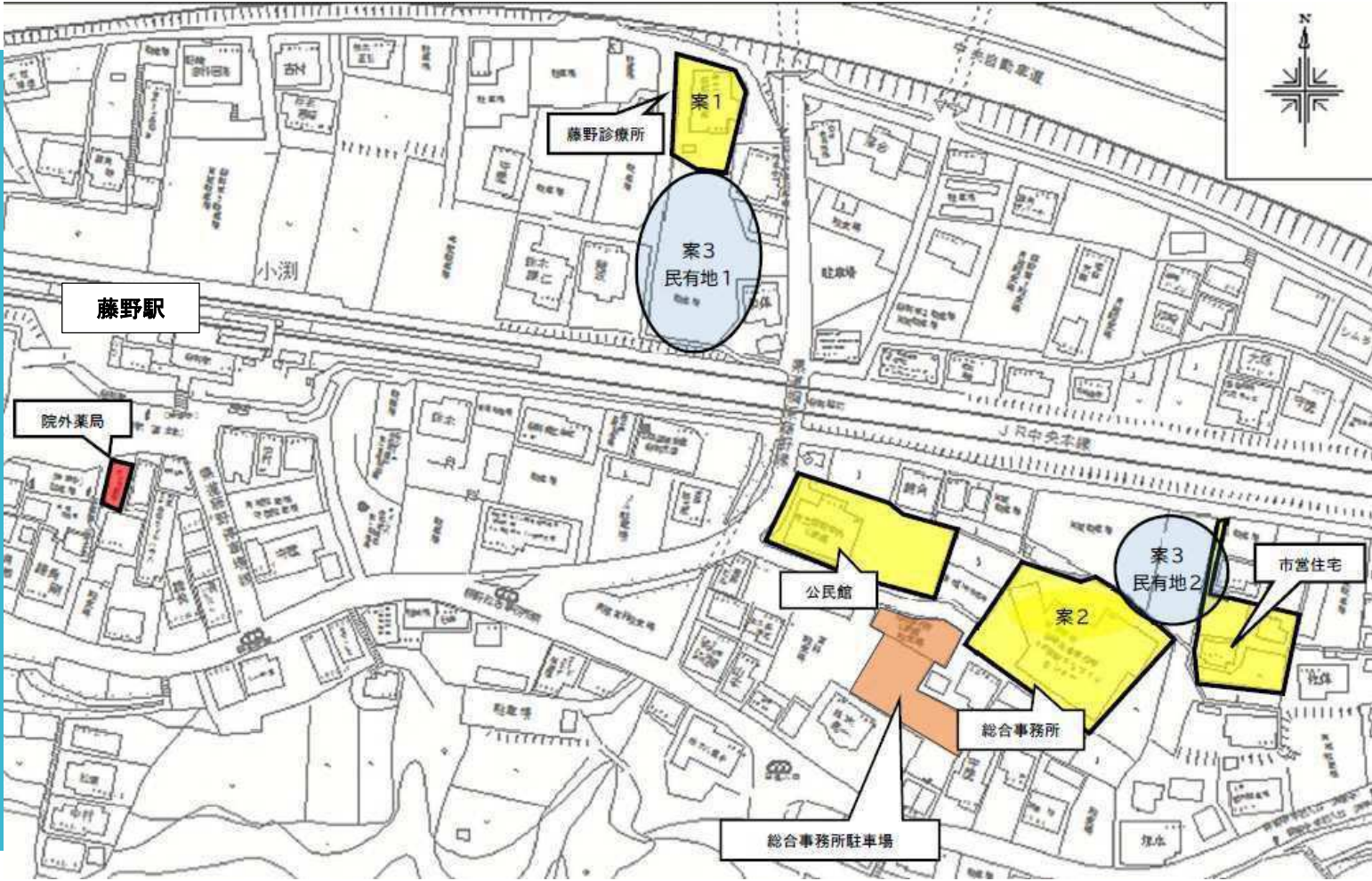
診療所の整備候補地については、診療所整備の可否について基礎調査を実施しました。

3. 候補地の選定(1)

●候補地選定の前提条件

項目	条件
整備の方向性	既存の公共施設を有効活用できること。
立地適正化の位置づけ	都市機能誘導区域内であること。 ※診療所は誘導施設（維持）の位置づけ
警戒区域等の指定	土砂災害警戒区域・特別警戒区域外であること。
アクセス	駅、バス停等の交通機関の集約場所近く、既存の院外薬局（駅前）にも近接していること。
必要な機能配置	・医師2人体制が可能な機能（診察室増設） ・待合室、トイレ、採尿室、感染症対策待合室等の拡充（利用者と従事者の意見あり） ・駐車場の確保 ・スタッフの増員に対する各室の拡充
整備規模	日連診療所（250㎡）と藤野診療所（200㎡）を統合し、必要な機能配置が可能な面積を確保する。

3. 候補地の選定(2)



4. 検討経過 (1)

●整備候補地3案を6パターンに分けて検討

- ・必要な機能確保、工期、コストに関する項目で評価し、その評点を参考に実現性や基礎調査の結果を踏まえて検討を行いました。

●検討にあたって、次の項目を重要項目として評価しました。

- ・令和10年度の統合の可否
- ・必要な機能配置が可能な面積(379㎡程度)の確保
※相模湖地区の内郷診療所を参考としたもの。
- ・感染症対策の導線と待合機能の設置
- ・待合スペース拡大、トイレ採尿室の充実
- ・駐車場の確保（19台 一般18台 障害者用1台）

4. 検討経過 (2)

●整備候補地3案の検討

前提条件で位置づけた「**既存の公共施設の有効活用ができること**」を最優先に、「現地を活用」(案1)と「藤野総合事務所移設」(案2)を選定及び比較検討し、「新たな土地に新築」(案3)については、評価を実施しましたが、既存の公共施設が活用できない場合の予備案としました。

候補地	案1 現地を活用		案2 藤野総合事務所移設		案3 新たな土地に新築	
整備パターン	改修	建替	1階	2階	民有地1	民有地2
確保可能面積	200㎡	379㎡ ※課題あり ・傾斜部分の造成が必要 ・駐車5台分削減 ・車寄せ等の設置不可	266㎡	291㎡	379㎡	
			みんなのトイレ・更衣室の共有可能(約80㎡)			
メリット	既存の施設を活用	既存の土地を活用	既存の建物を活用し公共施設を集約可能		設計の自由度がある	
デメリット	・仮設診療所が必要 ・立地場所 不評(踏切横断・急坂 等)		・総合事務所内の配置の検討 (工事時の一時移転や改修後の再配置の調整)		・用地確保の必要がある(不確定要素)	
工期	令和11年度		令和10年度		令和11年度	
コスト(概算) ※診療所部分のみ	再整備不可と判断したため積算せず	353,989千円	271,757千円	331,554千円	309,729千円	298,889千円
重要項目 統合時期 必要面積 感染症対策 諸室の確保 駐車場	・R10統合不可 ・確保不可 ・確保不可 ・確保不可 ・確保不可	・R10統合不可 ・確保可能(課題あり) ・確保可能 ・確保可能 ・確保可能	・R10統合可能 ・確保可能 ・確保可能 ・確保可能 ・一部不足	・R10統合可能 ・確保可能 ・確保不可 ・確保可能 ・一部不足	・R10統合不可 ・確保可能 ・確保可能 ・確保可能 ・一部不足	
評価	「改修案」は統合再整備に必要な重要項目を満たさないため再整備不可と判断した。 その他、藤野地区は傾斜地が多く仮設診療所の土地の確保が困難なうえ、整備地も造成が必要で、費用も膨大になることを考慮し不適とした。		駐車場は不足するが、近隣の公共用地を活用した駐車場の確保の見込みがある。 既存の公共施設を活用した集約化と工期の短縮が可能と判断した。		駐車場は不足するが、近隣の公共用地を活用した駐車場の確保の見込みがある。 工期も長く、用地確保する未確定要素があるものの、物理的には建築可能。	
結果	不適		候補		予備案	

5. 検討結果

●設置場所(総合事務所1階又は2階)の検討

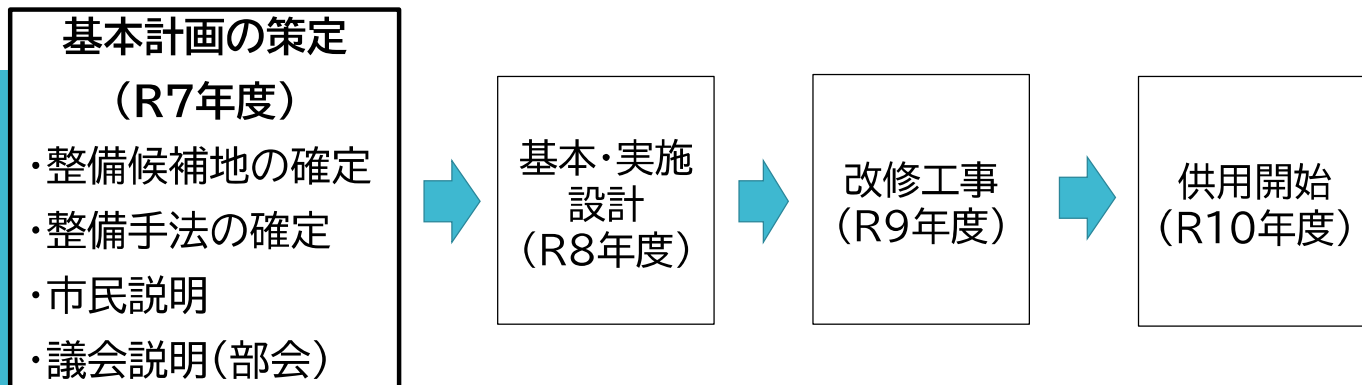
候補地	案2 藤野総合事務所移設	
整備パターン	1階に診療所 (1・2階にまちセン)	2階に診療所 (1階にまちセン)
検討結果	・患者が2階に移動しなくても良い。 ・感染症対策の導線が取りやすい。 ・一部まちづくりセンターの窓口を設置可能。 ・まちづくりセンターの機能が分割される。	・感染症対策の導線が取り難い。 ・現在のエレベーターの広さではストレッチャーの搭乗不可。 ・2階に給排水を増設するにあたり1階天井も工事が必要で一時的に総合事務所の仮設を設置する必要がある。
評価	感染症対策の導線確保がしやすく、まちづくりセンターの窓口機能の併設が可能で、市民に対しての利便性が高い。	感染症対策の導線確保が困難なうえ、給排水設備の増設等、施工上の課題も大きい。
結果	採用	



診療所は1階に設置する案で進める。

※ただし、再整備にあたり、総合事務所内の関係部署と、工事時の一時移転や改修後の再配置について調整する必要がある。

6. 供用開始 までのスケジュール



R7							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10～12月	1～3月
			基本計画(案) 市民への説明 ※パブコメに代わるもの	●関係課長打合せ会議 ●庁議(8月) ・基本計画(案)報告(市民説明状況含む) ・基本・実施設計予算	●議会对応説明資料提出 ※部会説明案件とした場合は部会説明		
総合事務所の在り方WGの検討結果を踏まえた諸室配置案等の確定				R8当初予算要求			
基本計画の策定							
基本計画策定委託契約			基本計画内容				
			○診療所の統合、再整備 ・必要な諸室 ・候補地(整備手法)の決定 ・間取り(レイアウト)等の検討 ・運営方法検討 ・課題解決の具体策				
						基本設計に向けた準備	
						・間取り(レイアウト)等の確定	

○開催日 : 令和7年4月10日

○開催場所 : 第1特別会議室

○案件名 : ①相模湖総合事務所、藤野総合事務所の在り方及び方向性について
②藤野地区診療所の再整備について

○担当課 : ①緑区役所 区政策課
②健康福祉局 保健衛生部 医療政策課

○出席者 ■ : 出席 □ : 欠席 (代) : 代理出席

(庁議構成員)

■市長公室長 ■総務局長 ■財政局長 ■政策部長 ■シビックプライド担当部長
■財政部長 ■中央区副区長 ■南区副区長 ■政策課長 ■総務法制課長 ■財政課長

(担当課)

■緑区副区長 ■緑区区政策課長
■医療政策担当部長 ■医療政策課総括副主幹 ■健康福祉総務課長

(1) 主な意見等

○(市長公室長)藤野地区診療所について、事案調書では候補地を決定すると記載があるが、説明資料9ページでは基本計画の策定時に整備候補地の確定となっている。基本計画策定後に候補地を決定するのか、候補地確定後に基本計画を策定するのか、どちらなのか。

→(医療政策担当部長)基本計画を策定する前段で市としての候補地を示し、市民へ説明する予定である。

→(市長公室長)候補地については本日で確定するという認識か。

→(医療政策担当部長)本日確定したいと考えている。

→(市長公室長)整備候補地を確定した上で基本計画を策定するのであれば、説明資料9ページの記載は修正したほうがよい。

○(財政局長)相模湖総合事務所と藤野総合事務所は総合事務所として残していくという方針に変わりはないということか。

→(緑区区政策課長)区としてまちづくりセンターは必要であると考えているが、今の総合事務所は、まちづくりセンターに加えて各局の機能が入っているため、それらの機能が今後も必要かどうかはこれから議論していく予定である。藤野総合事務所については診療所とまちづくりセンターを合わせて総合事務所、相模湖総合事務所については複合施設として残す考えはあると思われる。

○(財政局長)藤野と相模湖の両方に配置されている土木事務所の班を統合するかどうかなどの機能面での詳細はこれから検討していく想定か。

→(緑区区政策課長)そういった内容については今後検討していく。

→(財政局長)そのスケジュール感で藤野総合事務所の診療所の改修工事には間に合うのか。

→(緑区区政策課長)今の機能がそのまま残った状態で診療所を1階に入れたとしてもオーバーフローすることはないと考えている。

○(財政局長)藤野総合事務所には公民館が隣接しているが、診療所が入ることになっても駐車場のスペースは問題ないか。

→(医療政策担当部長)藤野総合事務所の近隣に住宅課が持っている土地があるため、そこを整備し駐車場として活用することを考えている。

○(財政局長)今の診療所の土地はどうするのか。

- (医療政策担当部長)今後、未利用資産活用・調整会議などで検討していく。
- (財政局長)今後、市民説明に入っていくときにそのあたりを問われるのではないかと。問われたときの回答はアセットマネジメント推進課と調整していくということによいか。
- (医療政策担当部長)問題ない。
- (総務局長)どちらの総合事務所にも地域の関係団体が入っているが、今後はどうなっていく見込みか。
- (緑区区政策課長)現在入っている観光協会や社会福祉協議会などがあっても、そのまま整備することは可能であり、早急に出ていくようにといった直接的な打診は現時点でしていない。関係団体の事務所が総合事務所内にあるべきかどうかというのは、それぞれの町時代からの経緯もあり、判断が難しい案件だと思っている。ただ、一方で、旧市では外郭団体が庁舎の外へ出ていく方向であることも踏まえながら、説明をしていく必要があると考えている。現在は目的外使用という整理で使用料を徴収している。
- (政策部長)相模湖総合事務所は公民館の老朽化も踏まえ、集約など今後検討をしていくことになると思うが、現在入っている地域団体が足かせにならないような形でよく調整をお願いしたい。
- (市長公室長)説明資料9ページにおいて、総合事務所ごとの長寿命化の考え方が異なっているのはなぜか。
- (緑区区政策課長)藤野総合事務所については1階に診療所が入ることを前提とした工事になるため、既存の建物を活用した長寿命化改修を行うという考え方になっている。相模湖総合事務所の長寿命化改修以外の手法というのは、公民館などの複合化による新築といった考え方も念頭に置いているというものである。
- (市長公室長)長寿命化改修も視野に入れているということでもいいか。
- (緑区区政策課長)そのとおりである。ただ、複合化においては現相模湖総合事務所の面積に周辺の施設の面積を足して20%減らしたとしても、現在の庁舎には入りきらないため、そこは課題である。
- (市長公室長)増床の必要が出てくるといった意味か。
- (緑区区政策課長)そのとおりである。ただ、複合化において、どこまでの機能が必要になるかは今後議論していくものと考えている。
- (市長公室長)説明資料11ページから13ページのスケジュールについて、診療所の部分については問題ないと思うが、庁舎そのものの話を今年度前半にワーキングで議論していくにあたり、長寿命化改修についてはどこまで議論が深まるのか。
- (緑区区政策課長)藤野の診療所、総合事務所についてはオープンが決まっているため、手戻りのないような工事を考えていきたい。ただ、今後人口減少が見込まれている地域において、その施設を80年間残す長寿命化改修が必要かといった議論については、調整会議や関係課長打合せ会議の中でも出てきており、その部分を見極める必要があるため、全体的な改修工事はこのタイミングでは留め置き、まずは必要な工事のみ実施する。
- (市長公室長)この2、3か月の間に判断するということか。
- (緑区区政策課長)当面の改修工事についてはその期間で判断を行う。そこから20年から先の80年まで伸ばすかどうかの議論をその短期間で行うことは厳しいと思うため、引き続き検討を続けていく形としたい。
- (財政局長)今の話では、相模湖総合事務所のあり方を決める際には、藤野総合事務所のあり方もある程度決まっている必要があるのではないかと。診療所の工事があるから施設を維持するという意味で工事することは理解できるが、その先をどうするのかをまず考える必要があるのではないかと。
- (緑区区政策課長)本来はそのような順番だと思う。
- (財政局長)そうするとその次のステップとして、相模湖総合事務所と藤野総合事務所のあり方は一緒に考えていくものではないのか。相模湖総合事務所と藤野総合事務所のそれぞれの話はわかるが、どう融合するかの考えがわからない。
- (緑区区政策課長)担当課としては、まずは藤野総合事務所を先行して整備していかないとい

けないと思っている。相模湖総合事務所に関しては建て替えなどを踏まえた全体的な部分と機能面のあり方を考えていく必要があるが、藤野総合事務所のあり方も関係してくるものであるため、すぐに着手することは難しい状況がある。そういった中で、例えばどちらかに機能の一部を統合するなどの考えが出てくる場合には、相模湖総合事務所のあり方検討をする中で考えていきたいと思っている。

→(財政局長)この資料ではそこまでは読み取れない。診療所については工事が必要なことを含め理解できるが、総合事務所事務所のあり方については、建物だけでなく、組織のあり方だとか、それによる長寿命化・建て替えといった内容を一緒に考えていく必要があるのではないのか。どこかで融合する軸が出てくるというのが、診療所を統合した後の将来の藤野総合事務所のあり方や、それに伴う相模湖総合事務所のあり方という話になるの考える。

→(緑区区政策課長)その考え方で動いていく予定である。

○(市長公室長)診療所に関する内容は庁内検討体制とは関係ないという認識でよいのか。

→(緑区区政策課長)総合事務所の一部に入るという意味では配置などについては関係してくる。

○(市長公室長)配置を作成する段階で市長とよく調整しつつ進めていただきたい。

○(政策部長)そもそも藤野と相模湖にそれぞれ総合事務所が必要なのか、あるいはまちづくりセンターを残せばよいのかといった議論はこれから行っていくと思うが、診療所を藤野に設置することは今後の議論に影響しないのか。

→(緑区区政策課長)影響はないと思っている。あくまで機能面であるため、極端な話だと、議論の結果、まちづくりセンターと診療所だけ残る可能性もゼロではないが、今回は診療所を設置するにあたって、必要な改修を行う認識である。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。